

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成31年度の保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について～

## ■ 7月に保険料額をお知らせします

平成31年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<b>均 等 割</b> 【1人当たりの額】 <b>50,205円</b>	+	<b>所 得 割</b> 【本人の所得に応じた額】 <b>(平成30年中の所得-33万円)×10.59%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額62万円】 <b>(100円未満切り捨て)</b>
---	---	--	---	--

○1年間の保険料の上限額は、平成31年度は62万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ■ 保険料の軽減

### ①均等割の軽減（年額）

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	平成31年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽減の区分)		8.5割	7.75割	7割
33万円以下	7割	8割	7割	
(平成30年度における9割軽減の区分) うち世帯の被保険者全員の各種所得なし				
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

※平成31年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。また、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更となりました。

8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは令和2年度に実施予定です。

### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

(50,205円→25,102円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ■ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、町民課住民グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ■ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**「口座振替」を希望される方は、町民課住民グループへお申し出ください。**  
(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

●税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)